

令和6年7月11日

報道機関各位

7月5日 突風・降雹等による被害及び

見舞金の給付について

総務部安心安全課
福祉こども部社会福祉課
農政部農政課

7月5日（金）の突風・降雹^{こうひょう}等による被害状況及び見舞金の給付について下記のとおり情報提供いたします。

1 市内の被害状況について

【住家被害件数】

- ・市内北部（赤堀・あずま地区）中心に約10件（7月8日15時現在、市把握分）ほか被害住家が発生している模様

【倒木被害】

- ・公園 1公園にて枝折れ
- ・街路樹 3路線にて倒木3件

【学校】

- ・2施設（小学校1校、中学校1校） 網戸破損、枝折れ

【市有施設等】

- ・5施設（運動施設等） 倒木、ベンチ破損、屋根破損、落雷による設備故障

【その他】

- ・ブロック塀破損、ゴミステーション破損、人的被害なし

【農業被害】

- ・70件 ハウス、露地野菜

2 住家被害に関する罹災^{りさい}証明書の発行及び見舞金の給付について

※見舞金の給付を受けるには、罹災証明書が必要となります

【申請に必要なもの】被害状況のわかる写真

【見舞金】 1世帯につき2万円

【対象者】 実際に住んでいる（住民登録されている）住家へ被害があった世帯主

【対象被害】 住家の屋根、外壁、窓ガラス、雨どい等の破損（穴あき、ひび割れ、はがれ）

※へこみ、くぼみ、変色等は対象になりません。

※住家であっても、網戸、雨戸、目隠し、電気製品、アンテナ等への被害は対象になりません。

※非住家（車庫・カーポート・物置等住家でない建物）、アパート等賃貸住宅および自動車等への被害は対象となりません。

【申請】 電子、窓口いずれかの方法で申請できます。

（1）電子申請 ※電子申請では、罹災証明書・見舞金の申請が同時に行えます。

ア．期間：7月16日（火）～8月30日（金）

イ．申請方法

- ・ぴったりサービス（マイナンバーカードを使った電子申請）
- ・L o G oフォーム（マイナンバーカードを使わない電子申請）

（2）窓口申請 ※罹災証明書、見舞金の申請を別々に行う必要があります。

①罹災証明書交付申請

ア．場所：総務部安心安全課（市役所東館3階）、赤堀・あずま支所庶務課、赤堀・あずま公民館

イ．期間：7月16日（火）～8月30日（金）

ウ．必要書類：罹災証明書交付申請書、被害状況のわかる写真等

②見舞金給付申請

ア．期間：7月16日（火）～9月30日（月）

イ．対象者：上記罹災証明書の交付を受けた人

ウ．申請に必要なもの：罹災証明書（安心安全課から交付）、振込口座届出書（罹災証明書と同時に配布）

エ．下記のいずれかの方法で災害見舞金の申請手続きができます。

[持参の場合]市役所東館2階社会福祉課窓口、赤堀・あずま支所庶務課

[電子申請]窓口申請により罹災証明書がお手元に届いた方は、市ホームページ

の災害見舞金特設L o G oフォームから見舞金給付申請ができます。

オ. 担当課：福祉こども部社会福祉課

※内容を確認のうえ後日振込いたします。

3 農業被害に関する見舞金の給付について

【見舞金給付】

- ・見舞金：1 経営体につき 5 万円
- ・申請に必要なもの：罹災証明書（農政課で発行）、預金通帳（口座番号の分かるもの）

【罹災証明書申請受付・発行】

- ・対象者：突風及び降雹等により農作物、園芸施設、畜舎の被害にあわれた農業経営体
- ・申請に必要なもの：被害状況のわかる写真
- ・期間：7月16日（火）～8月30日（金）

問い合わせ先

【住家被害への罹災証明書】	安心安全課	課長	内野	TEL0270-27-2706
【住家被害への見舞金給付】	社会福祉課	課長	柿沼	TEL0270-27-2748
【農業被害への見舞金給付】	農政課	課長	西目	TEL0270-27-2757

令和6年7月5日 突風・降雹等による被害に関する支援のお知らせ

令和6年7月5日に赤堀・あずま地区を中心に発生した突風・降雹等により住家や農作物等に被害を受けた皆様にお見舞金を給付します。

【住家被害に関する見舞金】

《罹災証明書(安心安全課交付)・見舞金給付》

- **金額** 2万円（1世帯につき） 預貯金口座へのお振込みとなります。
- **対象** 実際に住んでいる（住民登録されている）住家へ被害があった世帯主。
 - 【対象部分】住家の屋根、外壁、窓ガラス、雨どい等の破損（穴あき、ひび割れ、はがれ）
※へこみ、くぼみ、変色等は対象になりません。
 - ※住家であっても、網戸、雨戸、目隠し、電気製品、アンテナ等への被害は対象になりません。
 - ※非住家（空き家、車庫・カーポート、物置、倉庫等住家でない建物）、アパート等賃貸住宅および自動車等への被害は対象になりません。

■ 申請

電子、窓口いずれかの方法で申請ができます。

1. 電子申請 ※電子申請の場合は、罹災証明書、見舞金の申請が同時に行えます。

【7月16日(火)から8月30日(金)まで】

電子申請方法（どちらかを選べます）※二次元コードを読み取り申請してください	
マイナンバーカードを使った電子申請	マイナンバーカードを使わない電子申請
	

2. 窓口申請 ※窓口申請の場合は、罹災証明書、見舞金の申請を別々に行う必要があります。

① 罹災証明書交付申請

【7月16日(火)から8月30日(金)まで 平日の午前9時から午後5時まで】

場所：市役所東館3階安心安全課、赤堀・あずま支所庶務課、赤堀・あずま公民館

必要書類：罹災証明書交付申請書、被害状況のわかる写真 等

※家の全景写真（被災建物の特定ができるもの）と、被害状況がわかる写真がそれぞれ必要となります。

※スマートフォン等で撮影した写真の画面の提示ではなく、紙に印刷、現像等をしてご提出ください。

※罹災証明書交付申請書は上記各窓口で配布しております。

市HPからダウンロードもできます。

【市HP】 https://www.city.isesaki.lg.jp/bousai_info/hassei/18074.html ▶



【裏面へ続く】

②見舞金給付申請

【7月16日(火)から9月30日(月)まで 平日の午前9時から午後5時まで】

場所：①罹災証明書交付申請を窓口で行った方は、罹災証明書がお手元に届いたら下記のいずれかの方法で見舞金の申請手続きができます。

【持参の場合】市役所東館2階社会福祉課、赤堀・あずま支所庶務課

【電子申請】LoGo フォーム（右記二次元コード）で申請ができます。



必要書類：罹災証明書（安心安全課交付）、振込口座届出書（口座番号のわかるもの）

※申請内容によっては、罹災証明書交付、見舞金給付の対象とならない場合があります。その場合は通知いたします。

罹災証明書に関する問い合わせ 総務部安心安全課 ☎27-2706

見舞金に関する問い合わせ 福祉こども部社会福祉課 ☎27-2748

【農業被害に関する見舞金】

《罹災証明書(農政課交付)》

対象：農作物、園芸施設、畜舎の被害にあわれた農業経営体

受付：7月16日(火)から8月30日(金)まで 平日の午前9時から午後5時まで

場所：市役所北館3階農政課

用意するもの：被害状況のわかる写真を印刷したもの

《見舞金給付》

金額：5万円（1経営体につき）

受付：7月16日(火)から8月30日(金)まで 平日の午前9時から午後5時まで

場所：市役所北館3階農政課

用意するもの：罹災証明書（農政課交付）、預金通帳（口座番号のわかるもの）

問い合わせ 農政部農政課 ☎27-2757

◆◆自然災害に乗じた悪質商法に注意してください◆◆

自然災害の後には、「火災保険等を利用した住宅修理のトラブル」や「寄付金・義援金詐欺」などが発生する可能性があります。悪質商法の勧誘等がありましたら、消費生活センターに情報提供のご協力をお願いします。

問い合わせ 消費生活センター ☎20-7300